

【はじめに】

このニュースは、栃木県医師会会員の皆様の福利厚生を目的として発行しています。医業経営、相続対策、生命保険の証券診断等でお悩みの方は、お気軽に医師会教育・福祉課までご連絡ください。専門の税理士、会計士、ライフプランナーが親切に対応させていただきます。

【第3号メニュー】

今回は、法人の決算対策を中心に”役立つ情報”を提供させていただきます。また、既加入保険の見直しの注意点や二次相続についても簡単にご紹介します。

NO.	ジャンル	テーマ	内容
1	医療法人の 決算対策	節税対策	医療法人の節税対策の項目は何通り？
2		自社株対策	退職金の支給と持株譲渡のメリットは？
3		売却損の活用	医療法人所有土地の売却損を利用してしまおう！
4		パソコン税制	【3月末限定】パソコンは購入は100万円未満！
5	退職金	退職金の活用策	なぜ退職金準備が必要？
6	生命保険	既加入保険の見直し	目的のはっきりしない安易な見直し提案に要注意！
7	相続	二次相続	一次相続、二次相続のシミュレーションはどうなる？

【お問合せ先】

栃木県医師会教育・福祉課 担当 三沼・田村

〒320-8503

栃木県宇都宮市駒生町3337-1 栃木健康の森内

TEL: 028-622-2655 FAX: 028-624-5988

[テーマ1]

医療機関の節税対策にはどんな項目が考えられますか？

節税は原則として、決算日前に実施する必要があります

節税は個人法人に認められている自由裁量権ですが、節税をするためには、病医院の業務活動の中へ対策を取り組む必要があります。従って決算日を過ぎてからあわてて対策行動を取っても基本的にはアウトとなります。このことから、通常決算日前3カ月位前からアクションを実施するのがベターでしょう。

又、当然の事ですが、不必要な物品等の購入をして節税を図っても、結果的に節税前よりも、資金流出が多くなってしまいうケースがありますので、節税対策は、経営戦略的に決定すべきだと思います。

対策項目としては、主として次のようなものが有ります。

医療用機器の特別償却（取得価額の一定割合の特別償却を損金算入する）

少額減価償却資産の購入（10万未満の購入代価を損金算入する）

業績手当として決算賞与を支給する。

短期前払費用の活用（1年以内の経費の一括払い方式）

会員権等の売却損計上（ゴルフ会員権）

不良債権の放棄（債権放棄通知書の送付）

棚卸資産の評価換え（現品添付品を含めた数量で単品評価額を算定する）

理事等借入金の利息計上（実勢金利で算定する）

福利厚生充実（ユニフォーム購入、職員慰安、表彰など）

各種研修費の計上

PR活動費（病医院案内パンフ、印刷物）

ハーフタックスの活用（2分の1損金算入保険の活用）

役員退職金の計上（役員登用時の従業員分の退職金計上、退職時計上など）

病医院内の修繕（塗装替え、屋根修繕など）

機械装置、棚卸商品等の除却

非課税所得の活用（一定額以下の宿日直料、通勤手当、出張旅費、見舞金、社宅等の賃貸料など）

各種引当金の計上（賞与引当金、退職給与引当金、貸倒引当金など）

一括償却資産の購入（取得価額20万未満の資産を3年間で償却する）

コンピュータ等情報通信機器の即時償却（取得価額100万未満のもの購入費損金算入）

理事長所有の土地の賃借に伴う適正地代の計上

長期的に節税対策を実施するにはどうすれば良いでしょう。

病医院の長期的な経営の安定は“良質の医療の提供”が重要だと思います。このためには、近代医療技術の導入を図るためにも、医療法人の内部留保資金が必要となりますので、一面、節税資金流出と相反する場面があり得ます。

従って、経営の安定を実現するための長期的なタックスプランニングが必要となってきます。節税対策として考えられるものに、メディカルサービス法人（MS法人）の設立や、介護福祉を担当する社会福祉法人の設立を視野に入れ、スタッフや新規事業への投資も大きな節税対策となります。高齢化社会を迎えるに当たり、是非、長期的に医療・介護・福祉の各方面に亘り、節税を通しながら、医療機関として重要な任務を果たして頂きたいと願っています。

〔文章：田島会計事務所 税理士 田島隆雄〕

[テーマ2]

”自社株対策”で頭を悩ましています。何か良い対策がありませんか？

自社株の不安

医療法人の理事長先生が一番頭を悩ましているのが自社株の高騰ではないでしょうか。相続で大変な税金になるのではと心配が付きません。

決算対策というテーマから外れると感じる方もおられると思いますが、今早急に、決算を期に対処しておかねばならない問題と考えて提案します。

その有効な手段の一つとして退職金の支給がありますのでそれにも言及しておこうと考えました。

退職金支払い

開業35年で1億円の退職金を支払った場合

[35年間の退職特別控除]	1,850万円	控除が可能
[特別控除後の1/2課税]	8,150万円	の半分の 4,075万円
[支払税額]	1,258万円	
[実行税率]	12パーセント強	

医療法人は理事長は医者でなければならないので、ご夫婦でドクター、あるいは親子でドクター、などの時理事長が退職金を法人の規模、働き具合に応じ受給すれば株式の評価減に有効です。退職してもふつうの理事として従来の給与の半額以下の給与であれば退職金の損金算入は否認を受けないし、かつ給与も半以下になっても受給可能です。

なお死亡退職金は所得税は一切かからず、相続税として納めることとなりますが、相続人一人あたり500万円の控除額があるので有利である。

医療法人の持ち分の譲渡、贈与

昨年の平成12年度に税制改正があり株式の評価方法が改正になり、医療法人にとってもチャンスがきました。

医療界も不況の波は避けきれず赤字の法人が増加してきました。昨年の税制改正で、類似業種比準価額の一株当たりの年利益金額の評価の配点が、営業成績下降の時、より評価低下の傾向が強くなりましたのでこれから持ち株の譲渡、贈与がさらに進むと思われます。利益比準割合が下がれば下がるほど株価は下がる計算になります。

なお株式の申告分離課税（前号の紙面参照）で損している株式との譲渡損益通算を利用すれば節税効果となります

具体的な計算数値は紙面の都合上は省きますが計算式は次の通り改正されました。

$$A \times \left[\frac{\frac{(C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{2} \right] \times 70\% \times \frac{P}{50} = 1 \text{口当りの評価額 (改正前)}$$

↓↓

$$A \times \left[\frac{\frac{(C)}{C} \times 3 + \frac{(D)}{D}}{4} \right] \times 70\% \times \frac{P}{50 \text{円}} = 1 \text{口当たりの評価額 (改正後)}$$

[文章：荻原会計事務所 税理士 荻原 英美]

【テーマ3】

医療法人所有の土地に含み損が発生しています。何か良い対策がないでしょうか？

医療法人所有土地等の含み損

最近の土地の値下がりにより、将来の活用を考えて購入した土地が、思わぬ含み損を抱えることになっているケースが多いようです。

このような場合、どうしてもその含み損を塩漬けにしてしまうのが一般的でしょう。その理由としては

- (1) 損を実現させるのは不愉快である。
- (2) 先々土地神話が復活するかもしれないと期待する。
- (3) 不動産の取引は面倒でコストもかかるし、税務署からも目を付けられそう。
- (4) 買い手がいない。

等でしょう。

しかし、買い手が自分個人や相続人であったり、自己のMS法人であれば、上記(1)(2)(4)は解消され、(3)だけが残ることになります。

コストには次のものがあります。

- 不動産取得税（取得した側に原則的には土地の評価額の4%）
- 登記関係費用（登録免許税は土地の評価額の3分の1の5%）

メリット

それに対して、メリットは

医療法人の節税（売却損の約40%）

医療法人は医療に徹するという医療法人本来の趣旨に合致し、経営内容がシンプルにな

る。

よって、売却損が多額の場合はメリットの方が大きくなります。

譲渡先の検討

残る問題は、個人（自分または相続人）に譲渡するかMS法人に譲渡するかと、譲渡価額をいくらぐらいにすれば税務的に問題が無いかということだけです。

個人への譲渡では譲渡代金の金利が、遊休土地である限り経費にならないというデメリットがあり、MS法人への譲渡の方が有利と考えられます。また、将来その土地を医療法人で活用したい場合にも、MS法人に医療法人からの地代収入が得られる方が便利でしょう。

譲渡価額については、独立した第三者間の取引ではないことから慎重に対処する必要があります。時価より安い価額で無理をすると、医療法人では寄付金とされ単純に売却損を損金算入できなくなり、MS法人では受贈益として課税されることになるからです。

このようなケースは、専門家への相談をお勧めします。

[文章：関根公認会計士事務所 公認会計士 関根 則次]

【テーマ4】

私の経営する医療法人（3月決算）のパソコン数台が古くなったので、新品に入れ替えようと考えています。以前「パソコンは、一度に経費にできる」という話を聞きましたが、今年度中に購入しようか来年度にしようか迷っています。

3月までの限定措置

いわゆるパソコン税制は、今年の3月までで打ち切りとなりますので、3月までに購入して使用開始しないと一度に経費とはなりません。

このパソコン税制とは、パソコンその他の情報通信機器で一定のものを取得し、事業の用に供した場合、その事業年度において即時償却（取得価額の全額の経費算入＝毎年償却することなく全額が費用になります。）を認めるというものです。

対象者

青色申告書を提出する全ての法人が対象であり、資本金や業種による限定はありません。

対象資産

平成13年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した新品の次の備品等で、取得価額が100万円未満のものが対象となります。

- (1) 電子計算機又は電子計算機及び附属装置（パソコン等）
- (2) デジタル複写機又はデジタル複写機及び附属装置（コピー等）
- (3) ファクシミリ又はファクシミリ及び附属装置（普通紙FAX等）
- (4) その他所定の通信機器

アドバイス

- (1) 取得価額基準（100万円未満）
 - ・判定単位は、1台又は1基ごとの取得価額により判定します。
 - ・1単位当たり100万円未満であれば、何台でもよいことになります。
- (2) 附属装置のみ取得は対象外
 - ・この場合には、たとえ取得価額が100万円未満であったとしても対象とはなりません。
 - ・附属装置とは、パソコン（本体装置）に対してはプリンター・キーボードなどです。
 - ・意外かも知れませんがプリンターは「附属装置」なので、そのみの購入は、一時の経費とはなりません。（但し、100万円未満のものはO・Kです）
- (3) ソフトウェア
 - ・ソフトウェアは対象とはなりません。パソコン本体とソフトの販売価額が区分されておらず、かつ、搭載されているものが一般的な基本ソフト等である場合はそのソフトウェアを含めて対象とすることができます。

この制度は、平成13年3月31日で打ち切りになる予定です。その後はパソコンの耐用年数が、現行6年から4年に短縮されるものの即時償却のほうが税務的に絶対有利であるといえます。性能や価格等を十分吟味のうえ、3月中にお早めにパソコンの入れ替えを完了させた方がよいでしょう。

[文章：浅沼経営センター 税理士 浅沼 孝男]

[テーマ5]

退職金制度の活用が絶対有利だと聞きましたがどのようなメリットがありますか？

退職金準備の必要性とメリット

少し、理事長サイドに立ってご説明すると、次のように言えるでしょう。

- ・理事長には、職員のような労災や適年などの福利厚生制度がありません。
- ・法人にしたものの給与制になってしまい、可処分所得は少なくなったような気がする。
- ・法人化したことは事業全体で大きなメリットがあるのはわかるが、法人の利益として残ってしまい、ご自分のものにならない。……というのが本音ではないでしょうか。

法人利益の個人移転への方法

では、どのようにしたら法人利益を個人に支払えるのでしょうか。方法は3つ考えられます。

役員賞与として受取る

…この方法はお勧めできません。

役員賞与は経費と認められませんので、法人税支払い後の利益から支払うことになってしまいます。しかも受取った賞与には所得税も課税されてしまいます。2重に税金を支払うことになってしまいます。

給与として受取る

…給与でしたら経費となりますが、所得税は課税されてしまいます。

所得税は住民税と合わせて50%、これでは法人税で支払った方が税金は少なく済みます。

退職金として受取る

…退職金は経費となります。しかも所得税の課税方法にメリットがあります。

40万円×20年+70万円×(在位年数-20年)を所得控除でき、しかも控除後の退職所得を1/2にして、分離課税されます。

例えば、30年勤務された場合、退職金を1億円受取っても所得税+住民税は1,845万円で済みます。

す。

一般的な所得税の1/3です。

つまり、退職金で受取ることに最もメリットがある訳です。経営者である理事長に唯一許された仕組みとすることができるでしょう。また、退職金には生存時と死亡時の両方があり、死亡時には相続税対象となりますが、500万円×法定相続人数分は控除できませんし、弔慰金も支払え、それは無税です。

以上が、退職金を準備する、しないの大きな違いです。法人化した場合、退職金の準備をするのは当然のこと、とご理解ください。

では、どうやって準備するのが最良の方法なのでしょうか？

もしも、毎期の法人利益から銀行預金などの金融商品で積立てたらどうでしょう。預金は法人税を支払った後の利益からの積立てとなります。これではいくら退職金がいい方法だとしても、あまり旨みはありません。

生命保険で積立てたらどうでしょう。生命保険には、まず保障があります。死亡退職金に対応する機能は優れています。また、生命保険の中には、毎月(毎年)支払う保険料を損金処理できる商品があります。その中には、預金を超える貯蓄性(節税込み)を持ったものがあります。法人税の節税もできて、退職金の原資も作れる。ということで、生命保険の出番となる訳です。

ところがご注意いただきたいのは、いつ退職するかはわからないということです。65歳?70歳?もっと働かれるかも知れません。また、退職金として問題ない限度額はいくらなのでしょう? 支払額と貯蓄部分のバランスは目的通りになっているのでしょうか? 1年間医師会のコンサルタントをさせていただいて、このような課題をクリアーできていない生保加入に多く出会ってきました。ぜひとも私どもにお気軽に声をかけてください。ご安心できるものかどうか、損をしていないか、税法上問題は無いのか、簡単な診断をさせていただきます。そのための制度ですので、ご遠慮なく医師会のこの制度をフル活用ください。

*個人開業の先生にも、生命保険でできる節税があります。詳しくはご相談ください。

[テーマ 6]

生命保険の見直しと称して、加入して3年目の生命保険を「払い済み」にして、新規に入り直すよう勧められました。入り直したほうがいいのでしょうか？

最近、このようなお問い合わせが多く、お話を伺うとコンサルタント系の方々がこのような勧め方をしているようです。

確かに生命保険の機能には「払い済み保険」という機能がありますが、払い済みにして良いかどうかは皆様方の現在から将来に向けての状況や、その生命保険の内容・期間によって変わってきます。

また、法人または個人事業主として保険加入し、その保険料を損金（経費）算入している場合に、短期で払い済みになると、**課税の回避行為**とみなされる場合がありますので、要注意です。

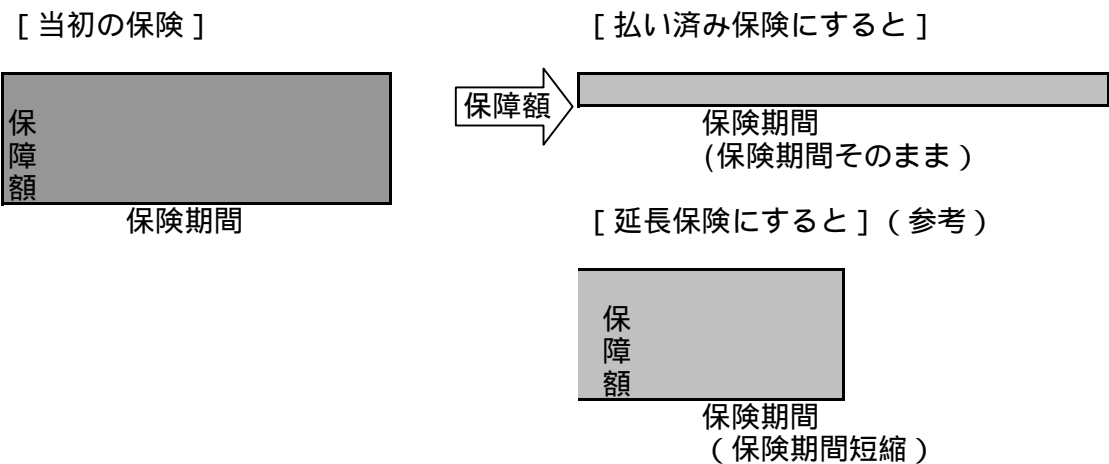
今回のご質問の場合は、まさに「課税の回避行為」とみなされる可能性があり、一番問題なのは契約者が損をする事です。現在加入中の契約は「逡増定期保険」という種類の保険で、加入目的もはっきりしており、ニーズにあった内容と思われれます。

基本的に、生命保険は若い時ほど安い保険料で加入することが出来るわけですから、今入っている保険の内容がニーズに合っていれば、「払い済み」や「解約」をするのは避けたほうが良いでしょう。勧める側の都合である場合が往々にしてありますので、疑問・不安を感じましたら、いつでもご相談ください。

■「払い済み保険」とは

保険料の払込を中止し、解約返戻金をもとにして保険金額を小さくする同種類の保険に変更すること。（保険期間は当初のまま）

当初契約の保険を「払い済み保険」または「延長保険」に切り替えるのを図で説明すると次のようになります。



「延長保険」とは（参考）

保険料の払込を中止し、解約返戻金をもとにして、保険金額を変更前と同額とする定期保険に変更すること。（保険期間は返戻金額によって異なります）

[文章：資産運用研究所 添田 守]

[テーマ7]

一次相続、二次相続という言葉がありますが、どのように違ってくるのでしょうか？

一次相続と二次相続

- ・通常、夫が死亡した時の一次相続は、配偶者控除等を活用して、奥様を中心とした相続が行われるのが一般的です。
- ・相続税の配偶者控除は、法定相続分または、1億6千万までは、相続税は0となります。また、小規模住宅地等の減額の特例により、配偶者が居住用の土地を取得した場合は、無条件で80%の減額特例が適用されます。
- ・この場合、多くの遺産を相続した奥様が亡くなられた時の相続が問題となってきます。
- ・奥様からお子様への二次相続では、何が問題となるのでしょうか。

課税対象財産

- ・奥様が一次相続で取得した財産のほとんどが、二次相続の課税対象財産となります。
- ・二次相続の場合は、お子様が相続人となるため、配偶者控除等のメリットを使うことができません。

相続シミュレーション

[前提条件]

- ・相続財産 10億円
- ・一次相続は、奥様とお子様2人で相続。
- ・二次相続は、お子様2人で相続。

	一次相続		二次相続
相続財産	10億円		4億5千万
相続税	▲2億円		▲1億2千万
手取り遺産額	8億円		3億2千万

⇒

最終遺産額	$10\text{億円} - (2\text{億円} + 1\text{億}2\text{千万円}) = 6\text{億}8\text{千万円}$
-------	--

アドバイス

- ・何らかの対策を打たないと相続税だけでも3億5千万も用意しなくてはなりません。
- ・放置しておくとう納したり、資産の売却等を実施しなくてはなりません。

[文章：医師会 田村 康夫]